

台風19号で被災された皆さまへ

## 災害救助法に基づく住宅の応急修理について（ご案内）

### ■1 対象となる応急修理 《裏面参照》

屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備等、当該住宅での生活に欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所

### ■2 応急修理の限度額

住宅一戸あたりの応急修理限度額は **595,000 円（税込）** です。

### ■3 対象となる方 … 次のすべての要件を満たす方

- ① 住宅が、半壊または大規模半壊の被害を受けている方（※1）
- ② 応急修理を行った後、当該住宅で生活する方
- ③ 災害救助法に基づく応急仮設住宅等を利用しない方、利用していない方
- ④ 自らの資力では応急修理をすることができない方（大規模半壊は除く）

※1：全壊の住宅は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるため、応急修理の対象とはなりません。ただし全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能となる場合は対象となることもあります。  
り災調査が未済の方（り災証明書の発行が未済な方）はご相談ください。

### ■4 応急修理の方法

市が建築事業者等に応急修理工事を委託します。

#### 《応急修理を行う建築事業者等（工務店など）について》

- ・応急修理を行う建設事業者等は、申込者に市の事業者リストから選定していただきます。
- ・自ら選定することが難しい方には、紹介団体（長野市建設業協会 026-224-3660）をご紹介します。
- ・依頼したい建築事業者等が決まっている場合は、相談時や申込受付時に申し出ください。

### ■5 相談・受付期間

令和元年 10月 23日（水）から（期末は未定です）

※先着順ではありません。要件に該当すれば対象となります。

### ■6 相談・受付窓口（受付時間）

市役所 第一庁舎 1階 市民交流スペース（8:30～20:00）

豊野支所 柳原支所 古里支所※ 篠ノ井総合市民センター 松代支所（9:00～17:15）

※古里支所の窓口は土日祝祭日に開設します

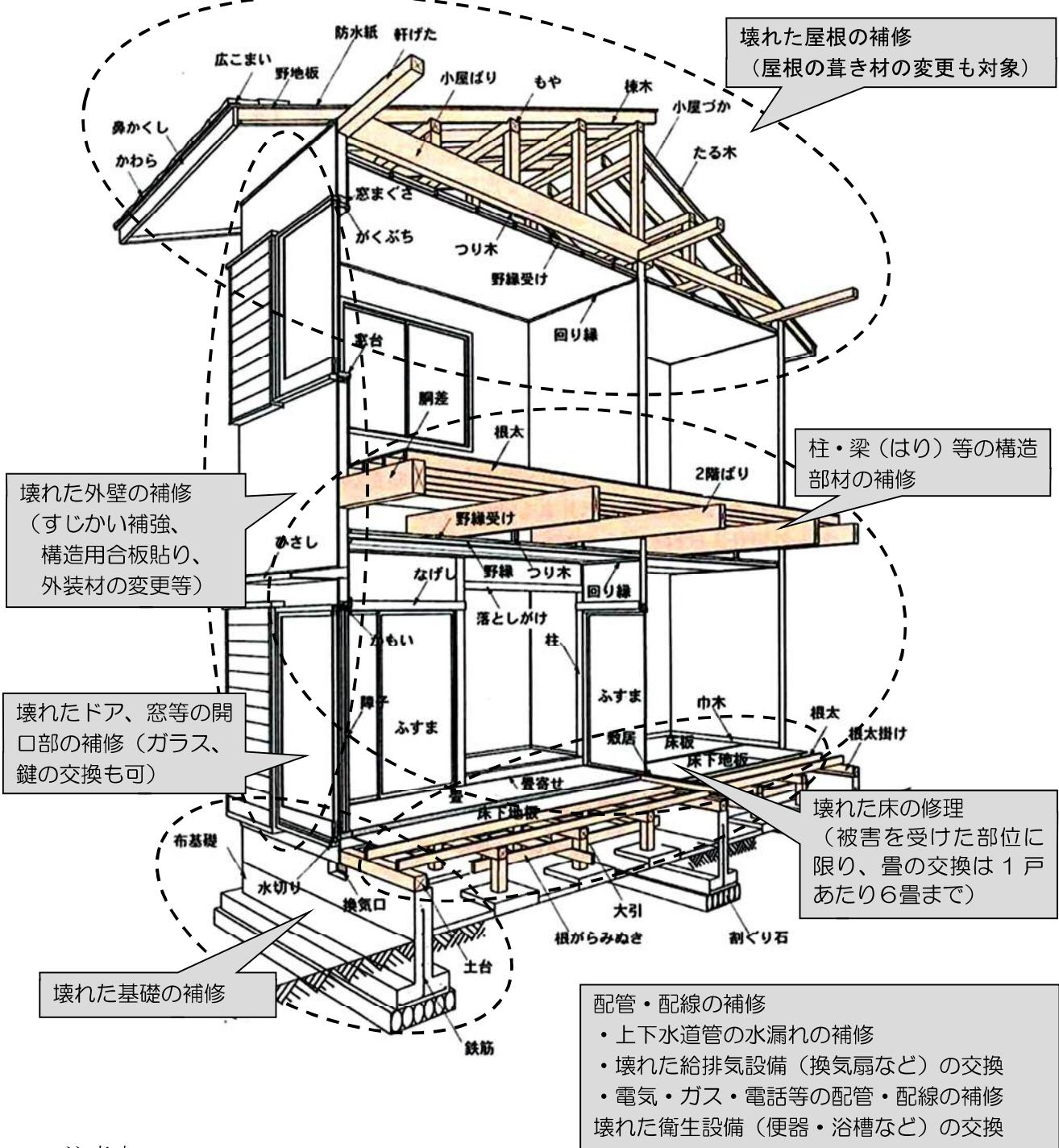
### ■7 申込み方法等

- ・■3の対象となる方の要件をご確認の上、相談・受付場所にご来場ください。
- ・事前に申込書等が用意できる場合はご持参ください。（様式は市ホームページに掲載しています）  
《申込書等》 ①住宅の応急修理申込書（様式1） ②罹災証明書（写し）
- ・申込み受付時に、応急修理までの流れをご説明いたします。

**住宅応急修理相談窓口 電話 026-224-8901 長野市役所建築指導課**

**制度の詳しい内容は市ホームページにも掲載しています**

## ■対象となる応急修理の範囲



### <注意点>

- ・応急修理の優先度は、建物の構造的安全性を確保する工事を優先して下さい。
- ・内装は原則として対象外です。(例:間仕切り壁及び天井の仕上げ、ふすま、障子など)。ただし、災害による被害が原因で壊れた外壁を補修するために必要となる内壁の補修、壁紙張りなどの内装は対象となります。
- ・畳やフローリングは内装に該当しますが、壊れた床下地等の補修と併せて行わざるを得ない場合に限り、1戸あたり6畳まで対象となります。
- ・家電製品は、対象外です。
- ・壊れた衛生設備の交換の際、グレードアップになるものは対象外となります。

**住宅応急修理相談窓口 電話 026-224-8901 長野市役所建築指導課**  
**制度の詳しい内容は市ホームページにも掲載しています**

## 要領別紙

### 住宅の応急修理にかかる工事例

#### 1 典型的な応急修理の工事例

- ① 壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む）
- ② 傾いた柱の家起こし（筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る）
- ③ 破損した柱梁等の構造部材の取替
- ④ 壊れた床の補修（床の補修と併せて行わざるを得ない必要最小限の畳の補修を含む。）
- ⑤ 壊れた外壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする）
- ⑥ 壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。）
- ⑦ 壊れた戸、窓の補修（破損したガラス、カギの取替を含む）
- ⑧ 壊れた給排気設備の取替
- ⑨ 上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む）
- ⑩ 電気、ガス、電話等の配管の配線の補修（スイッチ、コンセント、プラケット、ガス栓、ジャックを含む）
- ⑪ 壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替（便器はロータンクを含むが、洗浄機能の付加された部分は含まない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む。）

#### 2 応急修理の基本的考え方

- ① 令和元年台風第19号に係る被害と直接関係ある修理のみが対象となる。
  - (例) ○壊れた屋根の補修（屋根葺き材の変更は可）
    - 壊れた便器の取り替え（×洗浄機能等の付帯したものは不可）
    - 割れたガラスの取り替え（取り替えるガラスはペアガラスでも可）
      - ×壊れていない便器の取り替え
      - ×古くなった壁紙の貼り替え
      - ×古くなった屋根葺き材の取り替え
  - ② 内装に関するものは原則として対象外であるが、床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とする。
    - ・壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合には、1戸当たり6畳相当を限度として対象とする。
    - ・壊れた壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。
    - (例) ×壊れた石膏ボードのみの取り替え
      - ×畳や壁紙のみの補修
  - ③ 修理の方法は代替措置でも可とする。
    - (例) ○柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設
  - ④ 家電製品は対象外である。

## 応急修理 対象内外工事事例

R1.10.21 長野県作成

優先度	部位	対象	対象外
高い ↑ ①	共通	・応急修理に伴う撤去並びに廃材の運搬及び処分 □構造修理や設備取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修	・内装は基本的に対象外。(例外は「対象欄において「□」で表示) ・災害が原因ではない破損箇所の修理 ・解体工事のみ ・洗浄・消毒等
		・壊れた屋根の補修(屋根の葺き材の変更も対象) ・工事に必要な付帯仮設工事等	
	構造部材	・傾いた柱の家起こし ・筋交の取替、耐震合板の打付等 (耐震性確保のための措置を伴うものに限る)	
		・破損した柱梁等の構造部材の取替 □柱修理等に必要な内装の修理(復旧)は対象	
	外壁	・壊れた外壁の補修 (土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。) □外壁の修理とともに内壁側の壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象	
		・外壁断熱材取替(断熱材の吸水膨張によるもの等) 断熱材の質、分量等については原則従前復旧。	・内壁断熱材
	基礎	・壊れた基礎の補修(土台損傷、柱はずれ、基礎崩れ、ひび) (無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。)	
	床	・応急修理の対象範囲は日常生活に欠くことができない居間、台所、トイレ、風呂等のための工事。 <例>床組(根太、大引等) 又は 下地板(合板、座板) が壊れている、吸水による変形、床下の破損がある修繕>	・応急修理の対象範囲は日常生活に欠くことができない部屋以外の箇所の修理 ・防蟻処置等
		・壊れた床の補修 □床の応急修理と併せて行わざるを得ない必要最小限の仕上材(一般的なもの)、畳の補修復旧も対象。ただし畳については、畠6畠程度を限度に対象 □床の応急修理と併せて行わざるを得ない床下暖房設備の撤去・復旧(床と床下暖房設備が一体不可分であるものに限る。)	・仕上材のみ(フローリング、クッションフロア)が吸水による変形の修繕 ・畠のみの交換 ・6畠を超える部分畠の交換
	壁	・壁の構造部材(柱・はり または 構造用合板が壊れている修繕 □柱・梁は構造材のみ 壁は外壁部分及び耐力壁のみ 柱修理等と併せて行う内装の修理は対象 ・土壁についても外壁部分及び耐力壁のみ	・クロスのみ剥がれているものの張替 ・耐力壁ではない内壁の下地板(PB、合板)、仕上板(プリント合板など)が吸水により変形、湿気・悪臭・汚損している修繕
	天井	・日常生活に欠くことができない居間、台所、トイレ、風呂等における天井の落下、ずれ、たわみの損傷箇所 (漏水が原因のたわみは落下の危険がある場合に限る。)	・汚れによる交換
②	外部建具	・外部に面する壊れた戸、窓の補修(破損したガラス、カギの取替を含む)	・内部建具
③	上下水道	・上下水道配管の水漏れ部分の補修 □配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む	
	浄化槽	・浄化槽(プロアー含む)が壊したことによる交換 ※破損箇所のみ	
	電気	・電気、ガス、電話等の配管・配線の補修(スイッチ、コンセント、プラケット、ガス栓、ジャックを含む)	・日常生活に欠くことができない居間、台所、トイレ、風呂等以外に設置された電気、ガス、電話等の配管・配線の補修
	ガス	・ガス給湯器、瞬間湯沸かし器、電気温水器が壊したことによる交換	
↓ ④	造付け家具	対象外	・押入れ内の棚板、内壁(コンパネ)の張替
	設備	・キッチンが破損、汚損したことによる交換 ・電話設備の損傷部分	・キッチンの扉、棚板の吸水による変形の修繕
	給排気	・壊れた給排気設備の取替	
	衛生設備	・洗面化粧台(洗面ボールのみ)が破損したことによる交換 ※破損箇所の修理のみ、キッチンシンクで代用できる場合は不可。	・洗面化粧台の扉の吸水による変形、鏡の破損の修繕
		・壊れた便器の交換(便器はロータンクを含む) ・従前復旧となる洗浄機能一体型の便器の交換 (図面や写真等で従前から有ると確認可のものに限る)	・洗浄機能の付加された部分。
	家具・家電	対象外(エアコン、ストーブ、ガスコンロ(ビルトインでないもの)、冷蔵庫等) □床の応急修理と併せて行わざるを得ない床下暖房設備の撤去・復旧(床と床下暖房設備が一体不可分であるものに限る。)	

# 「住宅の応急修理事業」手続の流れ

